

財団活動サポーター登録制度要領

(目的)

第1 この要領は、(一財)遠野市教育文化振興財団(以下「財団」という。)の活動を円滑に推進するとともに、ボランティアの資質の向上に資するため、財団活動サポーター(以下「サポーター」という。)登録制度について必要な事項を定める。

(サポーターの条件)

第2 サポーターの条件は、高校生以上の者で、財団の活動を理解し支援しようとするボランティア精神のある者とする。

(登録方法等)

第3 登録方法等は、次のとおりとする。

- (1) サポーターに登録しようとする者は、登録申請書(様式第1号)に記入の上、財団に提出する。
- (2) 財団は、内容を審査し適当と判断した場合は、サポーターとして登録し、登録証を発行する。
- (3) 登録期間は、1年間とし、翌年度も登録する場合は、再度登録申請書を提出するものとする。

(対象活動)

第4 対象活動は、次に掲げる事業のうち財団が必要とする活動とする。

- (1) 財団が主催又は共催する事業
- (2) 上記以外で、事務局長が特に認めた事業

(サポーターの依頼等)

第5 サポーターに対する依頼等の手順は、次のとおりとする。

- (1) 財団は、対象活動を実施する時に必要とするサポーターの人数を算出し、登録者に協力を依頼する。
- (2) 活動を希望するサポーターは、電話等で財団に連絡する。
- (3) 希望者が必要人数以上になった場合には、財団で人数を調整する場合がある。
- (4) 当該サポーターは、活動時には登録証を携帯する。
- (5) 財団は、当該サポーターに対して、その都度一日保険を掛けるものとする。
- (6) 財団は、当該サポーターのうち大学生および留学生に限り、財団の定める旅費規程に基づき交通費を支給することができる。

(活動記録及び証明)

第6 財団は、サポーターの活動記録を個別に1年間ごとに記録し、必要により計数利用するとともに、サポーター本人の申し出により自身の活動記録内容を証明する。

(サポーターの取り消し)

第7 サポーターが、次に掲げる行為等を行った場合、又は行ったと認められるときは、登録を取り消す場合がある。

- (1) 財団が作成した「ボランティアの心得と青少年の自然体験活動における安全対策マニュアル(平成26年4月策定)」中、ボランティアの心得に反する言動や行動
- (2) その他、公序良俗(人々が守るべき社会の秩序と善良な風俗。社会的な妥当性が認められる道徳観。)に反する行為

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、サポーター登録制度に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月24日から施行する。

この要領は平成29年7月5日から施行する。

この要領は、平成28年7月27日から施行する。

財団活動サポーター に登録しませんか？

Q：何するの

A： 遠野市教育文化振興財団が主催又は共催する事業が円滑に実施できるようボランティアで活動を支援する。

Q：何かいいこと
あるの

A：①自己実現のチャンスです。
(ボランティア活動は、自発性、無償性、利他性、先駆性に基づく自己実現活動。自己実現の欲求は高次である。生理的欲求→安全の欲求→所属と愛の欲求→承認(尊重)の欲求→自己実現の欲求)

② いろいろな人と仲良くなれる。

③ 時には講習会等の機会もあり、自身の資質向上にもなる。

④ ボランティア活動の履歴(証明書)が残る。



Q：危なくないの

A： 安全対策を十分して、一日保険も掛けるので安心です。

Q：登録方法は

A： 申請書(表面)を提出するだけでOKです。

Q：登録期間は

A： 登録期間は1年間で、継続の場合は、再度申請を要します。

Q：提出先は

A： (一財)遠野市教育文化振興財団に提出願います。